

寄付金控除により還付される所得税の目安

(単位：円)

課税総所得金額	～1,950,000	～3,300,000	～6,950,000	～9,000,000	～18,000,000
所得税率	5%	10%	20%	23%	33%
寄付金額	還付金額				
10,000	400	800	1,600	1,840	2,640
	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
30,000	1,400	2,800	5,600	6,440	9,240
	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
50,000	2,400	4,800	9,600	11,040	15,840
	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
100,000	4,900	9,800	19,600	22,540	32,340
	24,375	39,200	39,200	39,200	39,200
500,000	24,900	49,800	99,600	114,540	164,340
	24,375	50,625	143,125	199,200	199,200
1,000,000	49,900	99,800	199,600	229,540	329,340
	24,375	50,625	143,125	301,000	399,200

\* 上段は『1.所得控除』、下段は『2.税額控除』で申請した場合の還付金額です。

\* 還付金額は参考としてお考えください。

\* 課税総所得金額 = 給与収入（額面） - 給与所得控除 - 所得控除

給与所得控除 = 勤務に伴う必要経費の概算額として収入から差し引かれる所得控除の一つ。

控除額は年収に応じて決まります。

所得控除 = 給与収入から給与所得控除を控除した後、さらに個々の事情により控除が認められます。

例) 基礎控除、扶養控除、配偶者控除、保険料控除など

\* 課税総所得金額1,800万円超（所得税率40%）の方は、「1.所得控除」で確定申告すると減税効果が大きくなります。